

集団災害時における応急復旧工事等についての協定書

大分市（以下「甲」という。）と社団法人大分県建設業協会大分支部（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「集団災害」という。）発生時における機能回復のための応急復旧工事等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、集団災害時における応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

（応急復旧工事等施行者）

第3条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧工事等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧工事等を実施した場合は、当該応急復旧工事等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧工事等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急復旧工事等に従事した者が、当該応急復旧工事等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、大分市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大分市条例第36号）の例により、甲が災害補償を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌年から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成18年6月1日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市
代表者 大分市長 釘 宮 磐

乙 大分市荷揚町4番28号
社団法人 大分県建設業協会大分支部
支部長 利 光 正 臣